



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 9 月 7 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/台湾】

「台湾の企業・個人所得税軽減措置について」

台湾立法院は 2009 年 5 月、企業と個人の所得税軽減措置を盛り込んだ所得税改正法案を最終可決しました。台湾財政部は、2010 年 1 月より施行されるこの措置により、在台湾の企業 70 万社及び 380 万世帯が減税を享受できるものとみています。

1. 企業所得税制の変更内容

(参考) 1 ニュー台湾ドル=2.82 円

課税所得額	現行	変更後
5 万ニュー台湾ドル以下	免税	免税
5 万ニュー台湾ドル超 10 万ニュー台湾ドル以下	15%	
10 万ニュー台湾ドル超 12 万ニュー台湾ドル以下	25%	20%
12 万ニュー台湾ドル超		

・15%、25%の2段階であった現行税率を一律20%とし、課税所得額の非課税限度を5万ニュー台湾ドルから12万ニュー台湾ドルへ引上げ

2. 個人所得税制の変更内容

(参考) 1 ニュー台湾元=2.82 円

年収	現行	変更後
41 万ニュー台湾ドル以下	6%	5%
41 ニュー万台湾ドル超～50 万ニュー台湾ドル以下	13%	
50 万ニュー台湾ドル超～109 万ニュー台湾ドル以下		21%
109 万ニュー台湾ドル超～218 万ニュー台湾ドル以下	21%	20%
218 万ニュー台湾ドル超～409 万ニュー台湾ドル以下	30%	
409 万ニュー台湾ドル超	40%	

- ・最低税率を引下げ (6%→5%)、最低税率の対象年収上限を41万ニュー台湾ドルから50万ニュー台湾ドルへ引上げ
- ・年収が50万ニュー台湾ドル超～218万ニュー台湾ドル以下の場合、適用税率1%引下げ
- ・年収が218万ニュー台湾ドル超の場合、適用税率据え置き

3. まとめ

本件は、2009 年末に失効予定の企業向け税制優遇策「促進産業昇級条例」に代わる新たな所得税軽減措置であり、台湾政府は、企業や市民の税負担を和らげることで同地域の経済活性化推進を目指しています。

【出所:台湾財政部賦税署資料他】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

禁無断転載